定款

株式会社CDG

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社CDGと称し、英文ではCDG Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 和洋紙の加工販売及び輸出入業
- 2. 日用雑貨品、玩具、文房具の販売及び輸出入業
- 3. キャラクター商品の企画
- 4. 時計、室内装飾品の販売
- 5. 家庭用電気製品、音響、映像機器の販売
- 6. 飲料水、食品添加物並びに調味料の販売
- 7. 著作権、著作隣接権、工業所有権の取得及び使用許諾
- 8. 販売促進のための市場調査業務
- 9. ビデオソフトウェアの賃貸
- 10. 広告代理店
- 11. コンピュータソフトウェアの販売
- 12. 酒類の販売
- 13. 米穀の販売
- 14. イベント、セミナーの企画、制作、運営及び実施
- 15. ディスプレイ業並びに展示及び装飾の企画、制作及び施工
- 16. インターネットのホームページの企画、設計、開発、販売、運用及び保守に関する業 務
- 17. セールスプロモーションの企画、立案、及び制作に関する業務
- 18. 金券類 (商品券・乗車券等) の買取及び販売
- 19. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1. 取締役会
- 2. 監査役
- 3. 監査役会
- 4. 会計監查人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、21,600,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行 使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿及び新株 予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱 わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株式に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める 株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて 随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取 締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、 他の取締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等の電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供措置をとるものとする。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、代理権を証明する書面を総会毎に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

- 第17条 株主総会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。
 - 2 株主総会の議事録は、株主総会の日からその原本を 10 年間本店に備え置き、その謄本 を 5 年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の 終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長を各1名選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議 長となる。
 - 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、 他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

- 第25条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。
 - 2 取締役会の議事録は、取締役会の日(第 24 条の規定により取締役会の決議があったものとみなされた日を含む。) から 10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第27条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第29条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の 終結の時までとする。
 - 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会を招集するときは、会日から3日前までにその通知を発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

- 第34条 監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。
 - 2 監査役会の議事録は監査役会の日から10年間本店に備え置く。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第36条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める額に限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総 会の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金等の配当等の機関決定)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(期末配当及び基準日)

第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金を配当することができる。

(除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)

- 第1条 現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除 および変更後定款第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置等)の新設は、会社 法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会 については、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)はなお効力を有する。
 - 3 本附則第1条(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。